

「魚病対策の的確な実施に向けた取組等について」に関するQ & A

（前文について）

Q 1. 「養殖業者、獣医師、魚類防疫員、魚類防疫協力員等」の「等」は具体的にどのような者ですか。

（1について）

Q 2. 「関係者」とは、具体的にどのような者ですか。

Q 3. 「魚病対策に必要な情報」とは、具体的にどのような情報ですか。

Q 4. 「魚病対策に必要な情報」に、養殖業者の個人情報、経営体の利益に直接関連する情報等が含まれる場合、どのように取り扱うべきですか。

Q 5. 「魚病対策に必要な情報の共有」は、1（1）のア及びイのほかどのような方法がありますか。

Q 6. 「魚病対策に必要な情報の共有を行う体制」を構築する主体は誰ですか。

Q 7. 情報共有体制を構築するメリットはありますか。また、構築しないデメリットはありますか。

Q 8. 連絡体制図を作成し、共有する主体は誰ですか。また、連絡体制図とは、具体的にどのようなものですか。

（1（1）について）

Q 9. 出荷制限期間指示書の写しの提出先は都道府県のどの部局ですか。

Q 10. 養殖業者が出荷制限期間指示書の写しの提出を拒んだ場合、どのように対応すべきですか。

Q 11. 本通知では出荷制限期間指示書の写しを都道府県に提出することとあり、遠隔診療通知では診療に関する医薬品の処方、使用等の情報を関係者間で共有するとあります。情報共有する内容、共有相手等が異なる理由を教えてください。

Q 12. 都道府県が情報提供をする獣医師は、どの範囲まで含みますか。（当該県を診療可能地域とする獣医師のみでよいのか。）

Q 13. 出荷制限期間指示書の写しは、獣医師が特例により適用外使用等を行った場合に限定した話と解釈してよいですか。

(1 (2) について)

- Q 1 4. 「養殖業者に対して魚類防疫員等との連携を指導する」とは、具体的に何について連携することですか。
- Q 1 5. 獣医師リストの獣医師について、自薦、他薦はできますか。
- Q 1 6. 獣医師リストが更新される度に、都道府県を経由して養殖業者へ配布するのですか。
- Q 1 7. 養殖業者は、どのような方法で関係者に情報提供すべきですか。
- Q 1 8. 獣医師は、魚類防疫員、魚類防疫協力員等にどのような情報を共有すべきですか。
- Q 1 9. 獣医師は、養殖業者や魚類防疫員等からどのような情報を入手すべきですか。
- Q 2 0. 養殖業者や魚類防疫員等は、獣医師への情報提供を拒否することはできるのですか。
- Q 2 1. 獣医師リストに掲載されていない獣医師に対する情報共有や指導はどの機関がどのように行うのですか。
- Q 2 2. 「適用外使用に係る医薬品の情報」とは何を指しますか。

(2 について)

- Q 2 3. 「かかりつけ獣医師」は「獣医師リスト」に記載された獣医師に限られるのですか。
- Q 2 4. 「かかりつけ獣医師」を設定すべき理由は何ですか。また、設定するメリット、設定しないデメリットは何ですか。
- Q 2 5. 衛生管理及び低密度飼育以外にどのような予防対策が考えられますか。
- Q 2 6. 養殖業者が一定時間内に診療を受けることができるとありますが、「一定時間内」とはどの程度の時間を指しますか。
- Q 2 7. 「日常的に相談ができる」とありますが、どのような相談を想定していますか。
- Q 2 8. 「連絡先を確保している」とは、どのような状態を指しますか。(契約した状態なのか、診療所の電話番号を把握していればよいのか等。)
- Q 2 9. 「かかりつけ獣医師を設定している」とはどのような状態を指しますか。(連絡先を確保している状態との違いは何ですか。)
- Q 3 0. かかりつけ獣医師に設定されることで獣医師にはどのような負担が生じますか。
- Q 3 1. (1) について、何をもって獣医師の承諾を得たことになりますか。(書面で承諾を得る必要があるか。都道府県等が認定するのか。)
- Q 3 2. (2) について、養殖業者はどのような方法で情報共有すべきですか。

Q 3 3. (3) について、かかりつけ獣医師の連絡先は個人情報に該当しますか。

(3 について)

Q 3 4. 農林水産省はどのような取組を実施するのですか。

Q 3 5. 研究会への参加を働きかける範囲を教えてください。(当該県を診療可能地域とする獣医師のみでよいのか。)

Q 3 6. (1) 及び (2) について、農林水産省や獣医師団体が開催する研修会に関する情報はどこで入手できますか。

Q 3 7. 魚類防疫員、魚類防疫協力員等の人員確保、配置等について、具体的にどのような対応を念頭に置いていますか。

(その他について)

Q 3 8. 民間獣医師による診療は、水産試験場のそれとは異なり、問診や相談であっても診療費用が発生するが、関係者間の情報共有体制を整備する上で問題ないのですか。(具体的にはかかりつけ獣医師と養殖業者、都道府県の魚病対策担当が、それぞれ相談した時の費用は明確になっているのか?)

Q 3 9. 獣医師の適用外使用等が可能となるかを明示することが、医薬品適正使用にとって重要であり、養殖現場の混乱を回避するために必要ではないですか。

Q 4 0. 獣医師の診断による適用外使用等の増加が懸念されますが、食の安心・安全上、問題ないのですか。

Q 4 1. 獣医師であればマラカイトグリーンやフラゾリドン等の使用禁止薬物を使用することが可能になるのですか。

Q 4 2. 獣医師の指示が不適切であると判断された場合はどのように対応すればよいですか。(とくに県外の獣医師に対して)

（前文について）

Q 1. 「養殖業者、獣医師、魚類防疫員、魚類防疫協力員等」の「等」は具体的にどのような者ですか。

- その他水産動物医療に従事する者を指します。例えば、飼料、動物用医薬品等の販売店における魚病担当者、大学や研究所等の魚病研究者、魚類防疫員又は魚類防疫協力員にまだ任命されていない水産試験場等の魚病担当職員又は漁業協同組合職員等が挙げられます。

（1について）

Q 2. 「関係者」とは、具体的にどのような者ですか。

- 養殖業者を始め、都道府県における魚病担当職員（魚類防疫員等）、養殖場や漁業協同組合における魚病担当者（魚類防疫協力員等）、飼料、動物用医薬品等の販売店における魚病担当者、大学や研究所等の魚病研究者、魚類防疫員又は魚類防疫協力員にまだ任命されていない水産試験場等の魚病担当職員又は漁業協同組合職員等が挙げられます。

Q 3. 「魚病対策に必要な情報」とは、具体的にどのような情報ですか。

- 例えば、養殖場の状況（施設、資材、機材、魚種、飼育密度、取水・排水方法、種苗の導入に関する情報（導入元、導入時期等）等）、養殖場及びその周辺水域における疾病の発生状況、養殖場の水産用医薬品の使用状況、都道府県の魚病対策等が挙げられます。

Q 4. 「魚病対策に必要な情報」に、養殖業者の個人情報、経営体の利益に直接関連する情報等が含まれる場合、どのように取り扱うべきですか。

- 養殖業者の個人情報、利益に関連する情報等に該当する情報については、養殖業者の了承を得た上で関係者に共有するようにしてください。

Q 5. 「魚病対策に必要な情報の共有」は、1（1）のア及びイのほかどのような方法がありますか。

- 例えば、獣医師が養殖場を診療した後に当該養殖場を管轄する都道府県にその診療に関する情報を共有すること、都道府県等が開催する研修会に獣医師が参加して情報を共有することなどが挙げられます。

Q 6. 「魚病対策に必要な情報の共有を行う体制」を構築する主体は誰ですか。

- 都道府県の水産試験場等が魚病対策を担う必要があることから、都道府県が主導して、関係者間の情報共有体制を構築していただくことを想定しています。

Q 7. 情報共有体制を構築するメリットはありますか。また、構築しないデメリットはありますか。

- メリットは、情報共有体制を構築することで、的確な情報を関係者に伝えることができることや、獣医師の診療が必要な場合を始め、迅速な診断・対応が可能になることが挙げられます。また、適用外使用並びに未承認医薬品及び人用医薬品の使用（以下「適用外使用等」という。）に係る医薬品の情報を共有することにより、意図しない医薬品の過剰投与によるコストの発生や出荷する水産動物への残留等のリスクを低減することが可能と考えています。
- デメリットは、日頃からの養殖方法の改善や魚病の予防指導を受ける機会が少なくなることや、万が一、周辺養殖場への医薬品の流出や残留基準違反等の事故が生じた際に、都道府県による原因究明や回収が遅れ、損失、風評被害等が拡大する可能性があることが挙げられます。

Q 8. 連絡体制図を作成し、共有する主体は誰ですか。また、連絡体制図とは、具体的にどのようなものですか。

- 魚病対策は都道府県の水産試験場等が中核を担う必要があることから、都道府県において関係者間の情報共有体制を構築していただき、養殖業者、獣医師、魚類防疫員、魚類防疫協力員等の関係者が情報共有を行うことを想定しています。
- また、連絡体制図については、以下の URL から、第 4 回魚病対策促進協議会の資料 1 「「規制改革実施計画」実施項目への対応について」を参考にしてください。

・ 魚病対策促進協議会（農林水産省サイト）

http://www.maff.go.jp/j/syouan/suisan/suisan_yobo/taisakusokusin/kaigisiryoul.html

（ 1 （ 1 ） について）

Q 9. 出荷制限期間指示書の写しの提出先は都道府県のどの部局ですか。

- 獣医師が適用外使用等を行った養殖場を所管する都道府県の水産部局を想定しています。

Q 1 0. 養殖業者が出荷制限期間指示書の写しの提出を拒んだ場合、どのように対応すべきですか。

- 出荷制限期間指示書の写しの提出は義務ではありませんが、養殖業者には、適用外使用等は例外的な医薬品の使用方法であるため、通常の医薬品の使用よりも、残留基準違反等の事故が生じる可能性があることを理解していただくことが重要と考えます。
- また、情報共有を行うことで、事故発生時に、都道府県による原因究明や回収が速やかに行われ、損失、風評被害等を最小限に抑えることができることなど、養殖業者に、情報共有することの意義を説明して理解を促すことにより、関係者間の密な情報共有体制を構築するよう努めていただきたいと考えています。

Q 1 1. 本通知では出荷制限期間指示書の写しを都道府県に提出することとあり、遠隔診療通知では診療に関する医薬品の処方、使用等の情報を関係者間で共有するとあります。情報共有する内容、共有相手等が異なる理由を教えてください。

- 本通知における「情報共有」は食品安全上の観点から示したものです。例えば、獣医師が適用外使用等を行った水産物において残留基準違反等の事故が生じた場合、投薬内容等の情報が都道府県にあらかじめ共有されていることで、都道府県が速やかに原因究明や回収を行い、損失、風評被害等を最小限に抑えることができると考えています。
- 一方、遠隔診療通知の2（2）における「情報共有」は、迅速な遠隔診療を行う観点から示したものです。例えば、魚類防疫員が診療を行っていた養殖場について、獣医師が遠隔で診療に関与することになった場合、それまでの診療内容が共有されることで、獣医師は円滑に診療（特に問診、周辺海域の状況の把握等）を始めることができると考えています。

Q 1 2. 都道府県が情報提供をする獣医師は、どの範囲まで含みますか。（当該県を診療可能地域とする獣医師のみでよいのか。）

- 基本的に、獣医師リストに記載されている「訪問可能な地域」に当該県を含んでいる獣医師や、当該県が管轄する養殖業者が設定したかかりつけ獣医師等を考えています。
- なお、提供する情報に個人情報が含まれる場合、提供を受ける獣医師との間で、その取扱いについて十分に確認する必要があると考えています。

Q 1 3. 出荷制限期間指示書の写しは、獣医師が特例により適用外使用等を行った場合に限定した話と解釈してよいですか。

- 「出荷制限期間指示書」の作成、交付、提出等については、「動物用医薬品及び医薬品の使用の規制に関する省令」（平成 25 年農林水産省令第 44 号）の規定に基づき、獣医師が適用外使用等を行った場合に限定されます。

（１ （２）について）

Q 1 4. 「養殖業者に対して魚類防疫員等との連携を指導する」とは、具体的に何について連携することですか。

- 養殖業者が出荷制限期間指示書の写しを都道府県に提出するなど、魚病の予防や迅速な診療体制の確保に向けて、情報共有体制の中で関係者間の連携を図ることを意味しています。
- また、その際には、例えば都道府県に対してあらかじめ投薬内容等の情報共有を行うことで、適用外使用等が行われた水産物における残留基準違反等の事故発生時に、都道府県による原因究明や回収が速やかに行われ、損失、風評被害等を最小限に抑えることができることなど、情報共有を行うことの意義を説明し、養殖業者の理解を促すことが重要と考えています。

Q 1 5. 獣医師リストの獣医師について、自薦、他薦はできますか。

- 農林水産省では、都道府県の水産試験場とともに魚病診療を行う意欲のある獣医師の方を募集しています。自薦の場合は、農林水産省ＨＰ内の「リスト獣医師の公募について」に応募方法等を掲載していますのでご覧ください。他薦の場合は、水産安全室から当該獣医師に連絡をさせていただきますので、情報提供をお願いいたします。

・ リスト獣医師の公募について（農林水産省サイト）

http://www.maff.go.jp/j/syouan/suisan/suisan_yobo/list/list.html

Q 1 6. 獣医師リストが更新される度に、都道府県を経由して養殖業者へ配布するのですか。

- 獣医師リストは都道府県が保有し、養殖業者の求めに応じて開示するものですので、養殖業者へ配布する必要はありません。

Q 17. 養殖業者は、どのような方法で関係者に情報提供すべきですか。

- メール、電話等を用いて随時情報提供することや、研修等への参加の際など機会を捉えて関係者に情報提供することを想定しています。

Q 18. 獣医師は、魚類防疫員、魚類防疫協力員等にどのような情報を共有すべきですか。

- 日常的な魚病対策や、残留基準違反等への対応に必要な情報として、自らが行った診療に関する情報（特に、適用外使用等に係る医薬品の処方情報など、医薬品の使用に係る情報）とともに、使用した医薬品の効果や副作用の有無、診療の結果や予後等についても共有していただくことを想定しています。

Q 19. 獣医師は、養殖業者や魚類防疫員等からどのような情報を入手すべきですか。

- 養殖場の状況（施設、資材、機材、魚種、飼育密度、取水・排水方法、種苗の導入に関する情報（導入元、導入時期等）等）、養殖場及びその周辺の疾病の発生状況、養殖場の水産用医薬品の使用状況、魚病診断技術、都道府県の魚病対策等の、診療や魚病対策に必要な情報を想定しています。

Q 20. 養殖業者や魚類防疫員等は、獣医師への情報提供を拒否することはできるのですか。

- 拒否することはできますが、関係者が情報共有体制を構築する意義を理解していただくことが重要と考えています。

Q 21. 獣医師リストに掲載されていない獣医師に対する情報共有や指導はどの機関がどのように行うのですか。

- 獣医師への情報共有に当たり、当該獣医師がリストに掲載されていない場合は、その連絡先等の把握が困難であるため、例えば、養殖業者等から提供された情報により管轄の養殖場への関与が確認された際に都道府県から情報提供等を行っていただくこと、必要に応じて農林水産省から（公社）日本獣医師会を通じて情報提供等を行うことなどを想定しています。
- また、獣医師による不適切な事例等があれば、リストへの掲載の有無にかかわらず、これまでどおり法令等に基づき都道府県から指導していただくことを想定しています。

Q 2 2. 「適用外使用に係る医薬品の情報」とは何を指しますか。

- 魚種、医薬品名、用法、用量、医薬品投与期間、出荷制限期間等を指します。

(2 について)

Q 2 3. 「かかりつけ獣医師」は「獣医師リスト」に記載された獣医師に限られるのですか。

- かかりつけ獣医師は、「獣医師リスト」に記載された獣医師以外であっても、設定可能です。その場合であっても、2 (2) に沿って、養殖業者から魚類防疫員等にかかりつけ獣医師を設定した旨を情報共有するようご周知をお願いいたします。

Q 2 4. 「かかりつけ獣医師」を設定すべき理由は何ですか。また、設定するメリット、設定しないデメリットは何ですか。

- 養殖業者が一定時間内に診察を受けることや、日常的に相談できる相手先として「かかりつけ獣医師」を設定することが、迅速で的確な魚病対策に効果的と考えられます。
- 設定するメリットは、例えば、養殖魚の状態の変化で気になることなどを日常的に相談することにより、疾病の予防や早期発見・治療につながる可能性があること、同じ獣医師に継続的に診療を受けることにより当該養殖場における過去の疾病発生・治療実績を踏まえた対応が可能となることなどが挙げられます。
- 設定しないデメリットは、例えば、休日夜間、遠隔地など都道府県等による対応が困難なタイミングや場所で発生した疾病について、迅速な対応が難しいままとなること等が挙げられます。

Q 2 5. 衛生管理及び低密度飼育以外にどのような予防対策が考えられますか。

- 給餌管理、種苗導入時の隔離飼育及び検査、成長段階別の生簀・養殖水域の住み分け、ワクチン接種やその有効なプログラム等が予防対策として考えられます。

Q 2 6. 養殖業者が一定時間内に診療を受けることができるとありますが、「一定時間内」とはどの程度の時間を指しますか。

- 個別具体の事情に応じて判断していただければと思いますので、具体的な時間は設定していません。

Q 2 7. 「日常的に相談ができる」とありますが、どのような相談を想定していますか。

- 魚の健康状態、養殖衛生管理、魚病に関する最新情報、水産用医薬品の最新情報、疾病予防、給餌管理等に関する相談を想定しています。

Q 2 8. 「連絡先を確保している」とは、どのような状態を指しますか。(契約した状態なのか、診療所の電話番号のみ把握していればよいのか等。)

- かかりつけ獣医師を設定した後、当該かかりつけ獣医師の連絡先を把握できている状態を指します。なお、契約の必要性は、当該獣医師と相談してください。

Q 2 9. 「かかりつけ獣医師を設定している」とはどのような状態を指しますか。(連絡先を確保している状態との違いは何ですか。)

- かかりつけ獣医師になることについて、当該獣医師の承諾を得ている状態を指します。

Q 3 0. かかりつけ獣医師に設定されることで獣医師にはどのような負担が生じますか。

- 養殖業者からの求めに応じ、一定時間内に診察することや、日常的な相談に対応していただく必要があると考えています。

Q 3 1. (1) について、何をもって獣医師の承諾を得たことになりますか。(書面で承諾を得る必要があるか。都道府県等が認定するのか。)

- 明示的に獣医師の承諾を得れば、書面での承諾は必ずしも必要ではありませんが、誤解を避ける観点などから、記録を残すことができる方法で承諾を得ることが望ましいと考えます。なお、都道府県による設定は不要です。

Q 3 2. (2) について、養殖業者はどのような方法で情報共有すべきですか。

- 電子メールや電話など、実行しやすい方法で魚類防疫員や魚類防疫協力員に情報共有してください。

Q 3 3. (3) について、かかりつけ獣医師の連絡先は個人情報に該当しますか。

- 個人情報に該当する場合があるため、かかりつけ獣医師の連絡先を第三者に伝達する際には、あらかじめ当該獣医師の承諾を得るようにしてください。

(3について)

Q 3 4. 農林水産省はどのような取組を実施するのですか。

- 研修会の開催等により魚病に関する知識修得を支援するような取組の実施を予定しています。

Q 3 5. 研究会への参加を働きかける範囲を教えてください。(当該県を診療可能地域とする獣医師のみでよいのか。)

- 当該県を診療可能地域とするリスト獣医師のみだけではなく、関係者全体のスキルアップを目指すため、当該県に所属する魚類防疫士・魚類防疫協力員及び魚病担当職員、養殖業者等、水産養殖に携る関係者に幅広く働きかけをお願いします。

Q 3 6. (1) 及び (2) について、農林水産省や獣医師団体が開催する研修会に関する情報はどこで入手できますか。

- 農林水産省が開催する研修会に関しては、農林水産省から直接、獣医師リストに登録された獣医師や都道府県等に対して情報提供しています。また、都道府県には、必要に応じて獣医師を含む関係者へ情報の周知をお願いしています。
- 獣医師団体が開催する研究会に関しては、現在は獣医師リストに登録された獣医師を対象に情報を提供しています。

Q 3 7. 魚類防疫員、魚類防疫協力員等の人員確保、配置等について、具体的にどのような対応を念頭に置いていますか。

- 人員確保に関しては、水産試験場等の魚病担当者を増員するほか、魚病担当者や別の養殖担当職員、漁協職員、普及指導員等に対して研修会等の卒後教育の機会を積極的に提供することにより、魚病に詳しい人材を確保いただくことを想定しています。
- 人員配置に関しては、日常的な魚病対策を担う魚類防疫員等を通じて獣医師に診療を依頼できるように、かかりつけ獣医師や養殖業者等の分布状況を把握した上で、迅速に養殖業者が魚類防疫員等に相談できるような配置について考慮いただくことを想定しています。

（その他について）

Q 3 8. 民間獣医師による診療は、水産試験場のそれとは異なり、問診や相談であっても診療費用が発生するが、関係者間の情報共有体制を整備する上で問題ないのですか。（具体的にはかかりつけ獣医師と養殖業者、都道府県の魚病対策担当が、それぞれ相談した時の費用は明確になっているのか？）

- 民間獣医師の診療費は有料であり、その費用は獣医師が自由に決定できることになっています。
- これまでも民間獣医師の診療を受ける際はこのような取扱いがなされていますので、養殖業者は、民間獣医師の診療が有料だと認識されており、診療費について確認・理解した後に、診療を依頼しているものと考えています。

Q 3 9. 獣医師の適用外使用等が可能となるかを明示することが、医薬品適正使用にとって重要であり、養殖現場の混乱を回避するために必要ではないですか。

- 遠隔診療を含む獣医師による診療は、以前から養殖分野でも行われており、適用外使用等についても同様です。水産分野で利用できる医薬品の区分けについては、農林水産省ウェブサイトをご覧ください。

・ 水産用医薬品について（農林水産省サイト）

http://www.maff.go.jp/j/syouan/suisan/suisan_yobo/fishmed.html

Q 4 0. 獣医師の診断による適用外使用等の増加が懸念されますが、食の安心・安全上、問題ないのですか。

- 適用外使用等は、例外的な使用方法であるため、獣医師による不適切な使用や使用禁止期間等の指示、養殖業者による指示に沿わない投薬等が行われると、食品安全上の問題（リスク）が高まるおそれがあります。
- このため、今後も、獣医師には、科学的根拠に基づき使用方法や使用禁止期間等を判断するよう指導してまいります。また、養殖業者には、引き続き、水産用医薬品の適正使用を指導してまいります。
- また、本通知はこうした過剰投与を防止するとともに、万が一、残留基準違反等の事故が生じた場合に都道府県が速やかに対応できるよう、養殖業における情報共有体制の構築等を求めているものです。

Q 4 1. 獣医師であればマラカイトグリーンやフラゾリドン等の使用禁止薬物を使用することが可能になるのですか。

- マラカイトグリーンやフラゾリドン等のいわゆる「使用禁止薬物」については、たとえ獣医師であっても食用の養殖魚に使用することはできません。
- なお、使用禁止薬物は、過去に食用の養殖魚から水産用医薬品として承認されていたものもあり、当時の在庫が養殖場の倉庫に忘れられていることもあります。実際に、倉庫にあった薬物を確認せずに使った結果、それがフラゾリドンであったため残留違反が生じたことがありますので、間違えて使うことのないようご指導をお願いします。

Q 4 2. 獣医師の指示が不適切であると判断された場合はどのように対応すればよいですか。（とくに県外の獣医師に対して）

- 獣医師に指導を行う必要が生じた場合、獣医師の診療施設が所在する都道府県に情報提供を行い、当該県の畜産部局から指導を行っていただくこととしています。都道府県に情報提供される際は、畜水産安全管理課にも併せて提供いただきますようお願いいたします。